

## 第13期東京都住宅防火対策推進協議会（第2回）の実施結果について

### 1 協議テーマ

「迅速な火災通報制度による被害の低減について」

### 2 開催日時

平成28年12月16日（金） 10時00分から12時00分まで

### 3 開催場所

千代田区六番町15番地

一般財団法人 主婦会館プラザエフ 3階 コスモス

### 4 議事概要等

#### (1) 議事

ア 第1回の議事概要について（資料1-1、資料1-2及び資料2）

イ 現在の火災状況及びこれまでの取組について（資料1及び資料2）

ウ 迅速な火災通報の必要性について（資料1及び資料3）

エ 自動通報制度の現状と検討の方向性について（資料1及び資料4）

#### (2) その他

議事録については別紙のとおり

平成28年12月16日  
於：主婦会館

## 第13期東京都住宅防火対策推進協議会（第2回）次第

### 1 開 会

### 2 会長あいさつ

### 3 委員の変更紹介

### 4 議 事

- (1) 第1回の議事概要について（資料1-1、1-2）
- (2) 新たな火災通報制度の概要（案）について（資料2、3）
- (3) 第13期東京都住宅防火対策推進協議会報告書構成（案）について（資料4）
- (4) その他

### 5 閉 会

## 配布資料

- ・ 第13期東京都住宅防火対策推進協議会委員名簿
- ・ 席次表
- ・ 資料1-1 第1回の検討概要について
- ・ 資料1-2 第1回東京都住宅防火対策推進協議会追加資料
- ・ 資料2 住宅火災に対する自動通報制度の現状と課題
- ・ 資料3 新たな住宅火災に対する即時（代理）通報（案）の概要
- ・ 資料4 第13期住宅防火対策推進協議会報告書構成（案）
- ・ 参考資料1 自動通報制度の現状と方向性（第1回会議資料）
- ・ 参考資料2 火災安全システムの設置世帯数と通報状況

第13期東京都住宅防火対策推進協議会委員

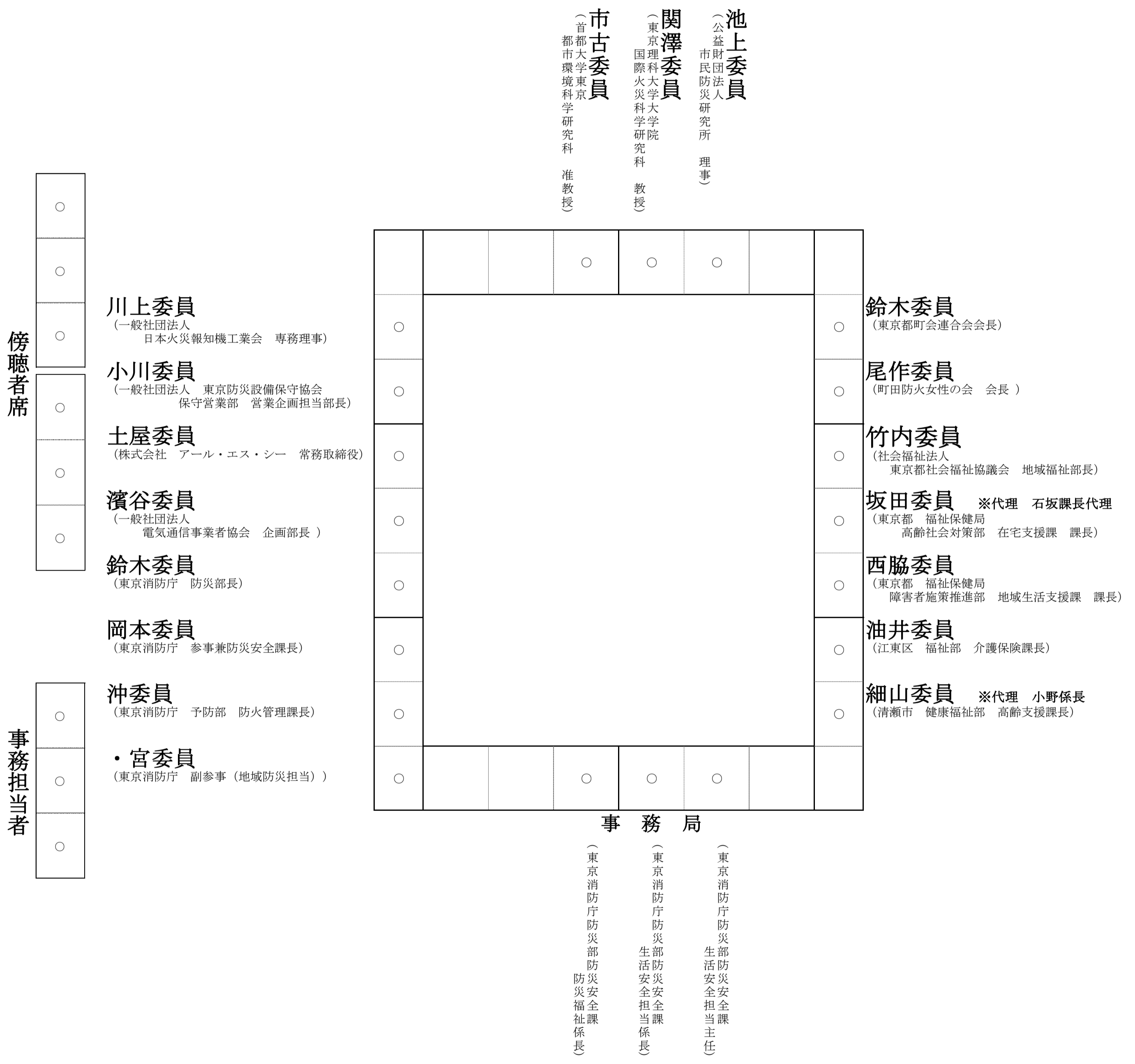
(50音順)

	氏 名	職名等
委員	池上 三喜子	公益財団法人市民防災研究所 理事
委員	磯谷 泰江	東京都民生児童委員連合会 常任協議員
委員	市古 太郎	首都大学東京 都市環境科学研究科 准教授
委員	岡本 透	東京消防庁 参事兼防災部防災安全課長
委員	小川 勉	一般社団法人 東京防災設備保守協会 保守営業部 営業企画担当部長
委員	沖 裕二	東京消防庁 予防部防火管理課長
委員	尾作 理恵	町田防火女性の会 会長
委員	川上 克巳	一般社団法人 日本火災報知機工業会 専務理事
委員	坂田 早苗	東京都福祉保健局 高齢社会対策部 在宅支援課長
委員	鈴木 孝雄	東京都町会連合会会長 (板橋区町会連合会会長)
委員	鈴木 浩永	東京消防庁 防災部長
会長	関 澤 愛	東京理科大学大学院 国際火災科学研究科 教授
委員	高宮 恭一	東京消防庁 防災部副参事 (地域防災担当)
委員	竹内 則夫	社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 地域福祉部長
委員	土屋 利秋	株式会社 アール・エス・シー 常務取締役 (一般社団法人 東京都警備業協会推薦)
委員	西脇 誠一郎	東京都福祉保健局 障害者施策推進部 地域生活支援課長
委員	濱谷 規夫	一般社団法人 電気通信事業者協会 企画部長
委員	平田 京子	日本女子大学 家政学部 住居学科 教授
委員	細山 克昭	清瀬市 健康福祉部 高齢支援課長
委員	油井 教子	江東区 福祉部 介護保険課長

※ 下線は今回変更となった委員

# 第13期東京都住宅防火対策推進協議会（第2回）席次表

平成28年12月16日（金）  
主婦会館 プラザエフ（3階コスモス）



出入口

# 第13期住宅防火対策推進協議会（第1回）の検討概要について

## テーマ：「迅速な火災通報制度による被害の低減について」

近年の住宅火災の状況を見ると、死者の約7割が高齢者であり、これまでも様々な火災予防対策を検討し推進してきた。住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の普及率も高まり、早い発見による被害低減が確認されている。一方で、住宅火災による死者発生時の状況に目を向けると、約3割が就寝中であり、早い発見、通報が困難な状況であったと推測される。このことから、早い発見を早い通報につなげるための検討が必要となっている。

### 1 テーマ設定の背景について

- (1) 現在の火災状況
  - ・住宅火災、住宅火災の死者は減少傾向にあるが、死者数に対する高齢者率は高まっている
- (2) これまでの取組み
  - ・対象を絞り込んだ対策の周知、高齢者が火災を起さないための環境作りに必要な支援、住警器の設置促進
- (3) 住警器の設置効果
  - ・設置率は年々高まっている

 早期発見による被害の低減が図られている

### 2 迅速な火災通報の必要性について

住宅火災による死者の傾向

- ・住警器を設置していても死者は発生している
- ・死者発生時の状況を見ると、就寝中が約3割であった
- ・出火から覚知時間を比較すると、死者が発した住宅火災の方が時間を要している
- ・住宅火災の死者が発生した火災では居住者による通報の割合が少ない
- ・住宅火災の死者が発生した火災の8割以上が消防隊到着時に火災の最盛期を迎えている

 早期発見を迅速な通報につなげる仕組みが必要

### 3 自動通報制度の現状と検討の方向性について

東京消防庁における現行の火災通報制度について 参考資料

- 自動通報制度とは  
根拠：火災予防条例第61条の2

- 現行の通報制度の概要  
一般住宅  
直接：緊急通報システム（救急）  
火災安全システム（火災）  
即時（代理）：緊急即時通報（救急）

（住宅）→現在は緊急即時通報の付加サービス

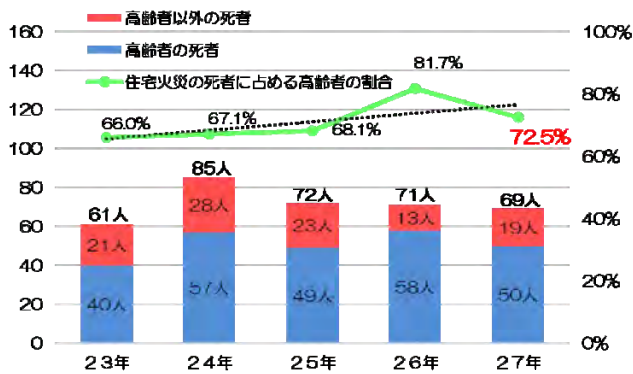
一般住宅以外  
直接：有人・無人直接通報（火災）  
即時（代理）：即時通報（火災）

- 検討の方向性
  - ・現状を踏まえた仕組みの構築
  - ・利便性の向上

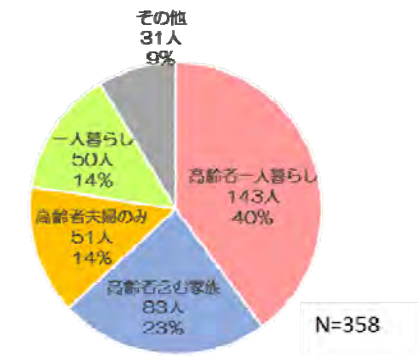
 今回の検討事項

# 第1回東京都住宅防火対策推進協議会追加資料

## 1 住宅火災による死者の世帯別状況



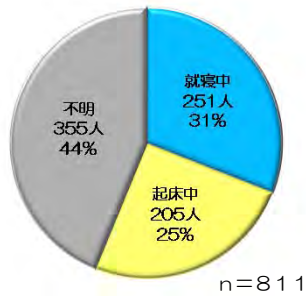
最近5年間の住宅火災による死者数と高齢者の割合



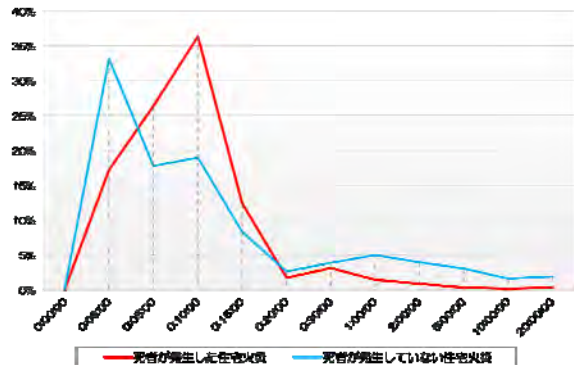
最近5年間の住宅火災による死者の世帯別状況

最近5年間の住宅火災による死者の世帯別状況をみると、「高齢者一人暮らし」が最も多く、高齢者以外の「一人暮らし」と合わせると5割を超えている。

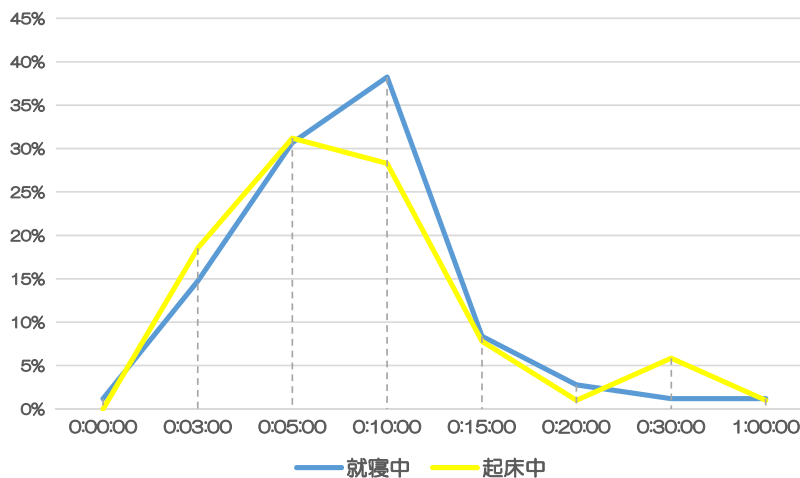
## 2 住宅火災による死者発生時状況別にみた出火から覚知時間の比較



最近10年間の住宅火災における死者発生時状況 (平成18年から平成27年)



n=17,729 (出火時間不明、出火時間から覚知時間までが20時間を超えるものを除く)



住宅火災による死者発生時状況別にみた出火から覚知時間の比較  
n=439 (出火から覚知時間までが1時間を超えるものを除く)

最近10年間の住宅火災による死者発生時状況別に、出火から覚知時間を比較すると、就寝中の方が起床中よりも5分から10分で多く発生しており、死者が発生した住宅火災の中でも、就寝中だった場合に通報時間の遅れがみられる。

# 住宅火災に対する自動通報制度の現状と課題

## 東京消防庁における現行の自動通報制度概要について

当庁の自動通報制度とは、簡潔に表現すると「火災などの事案の消防機関への通報を、自動的に、又は第三者が現場確認することなしに行うことを承認する制度」であり、現在は対象や条件が定められて運用している。



正確な通報ができることを条件に、早期通報を認める制度である

## 現状の住宅火災に対する自動通報制度について

	火災安全システム	現状	改善状況
直接通報	<p>住警器が作動すると、専用通報機から自動的に当庁へ直接通報する。</p>	<p>対象者 高齢者、障害者 事業主体 区市町村 利用状況 266世帯</p> <p>居住管理協力者の確保が困難になっているため、利用者が減少している。</p>	<p>居住管理協力者の設置が困難な場合、設置を緩和するための要件を定めH28.4.1から運用開始していることから、今後の利用状況を検証し対応していく。</p>

### 現状の課題

- ・ 高齢者、障害者以外を対象とした自動通報制度がない。
- ・ 緊急即時通報の付加サービスとして火災センサーを設置するサービスがあるが、現在は制度として未整備のため即時通報ができない。

## 緊急即時通報の付加サービスとして民間事業者が実施しているサービス

	現状	改善状況
即時（代理）通報	<p>現在制度として整備されていない</p> <p>緊急即時通報の付加サービスとして火災センサーを設置し、その火災センサーからの火災信号を警備会社が受信した場合、原則として現場に駆け付け、確認後、当庁へ119番通報するサービスが実施されている。</p> <p>対象者 制限なし 事業主体 警備会社等の民間事業 利用状況 増加傾向にある</p> <p>原則として、事業者が即時に通報することを認めていないため、早期通報につながっていない。</p>	<p>H28.4.1から緩和措置を設け、当庁が示した判断基準により早期通報が必要と判断した場合、現場確認をする前の通報を認めている。</p>

### 現状の課題

- ・ 一部緩和措置を除き、原則として即時通報を認めていないため、更なる緩和を必要としているが、現在は制度として未整備のため現状でこれ以上の緩和は難しい。



都民が活用しやすく、より早期通報を確保するための制度として住宅火災に対する即時（代理）通報制度を構築していく



	現状	新たな住宅火災に対する即時（代理）通報
運用イメージ	<p>現行の付加サービスの運用</p> <p>原則として現場に駆け付け、現場を確認後、当庁へ119番通報</p>	<p>新たな住宅火災に対する即時（代理）通報</p> <p>現場に駆け付ける前の119番通報を認め、早期通報を可能にする</p>
利用申請の負担軽減と警備会社等の管理方法	<p>現行の緊急即時通報（救急）</p> <p>利用者の負担を軽減する</p>	
<p>① 利用者からの申請をなくし、利用者の負担を減らす。委任されていた警備会社等の事務量も削減される。                  ② 区市町村からの登録カードの送付を不要とし、必要な情報を出場隊へ伝えるよう警備会社へ指導する。                  ③ 警備会社等の管理方法を検討する。⇒新たに<b>認定制度（仮）</b>を整備し<b>遵守事項等を定めていく。</b></p>		

# 第13期住宅防火対策推進協議会報告書構成（案）

## 第1章 テーマ設定と背景

テーマ：「迅速な火災通報制度による被害の低減について」

近年の住宅火災の状況を見ると、死者の約7割が高齢者であり、これまでも様々な火災予防対策を検討し推進してきた。住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の普及率も高まり、早い発見による被害低減が確認されている。一方で、住宅火災による死者発生時の状況に目を向けると、約3割が就寝中であり、早い発見、通報が困難な状況であったと推測される。このことから、早い発見を早い通報につなげるための検討が必要となっている。

## 第2章 迅速な火災通報の必要性について

- ・住警器設置別：設置していても住宅火災による死者が発生している。
- ・住宅火災による死者発生時の状況：約3割が就寝中であった。
- ・出火から覚知時間：死者が発生した時の方が時間を要している。
- ・通報者の状況：死者が発生した火災では居住者の割合が少なく近隣者の割合が高い。
- ・消防隊到着時の状況：死者発生時の8割以上の火災が延焼拡大している。



早期発見を迅速な通報につなげる仕組みが必要

## 第3章 住宅火災に対する自動通報制度の現状と課題

- ・住宅火災に対する自動通報制度の現状
- ・第2回の検討内容を踏まえた課題等の概要

## 第4章 新たな住宅火災に対する即時（代理）通報（案）の概要

- ・第2回の検討を踏まえた新たな即時（代理）通報の概要

## 第5章 提言とまとめ 迅速な火災通報制度による被害低減について

- ・第1回、第2回の検討・意見を踏まえた提言

# 自動通報制度の現状

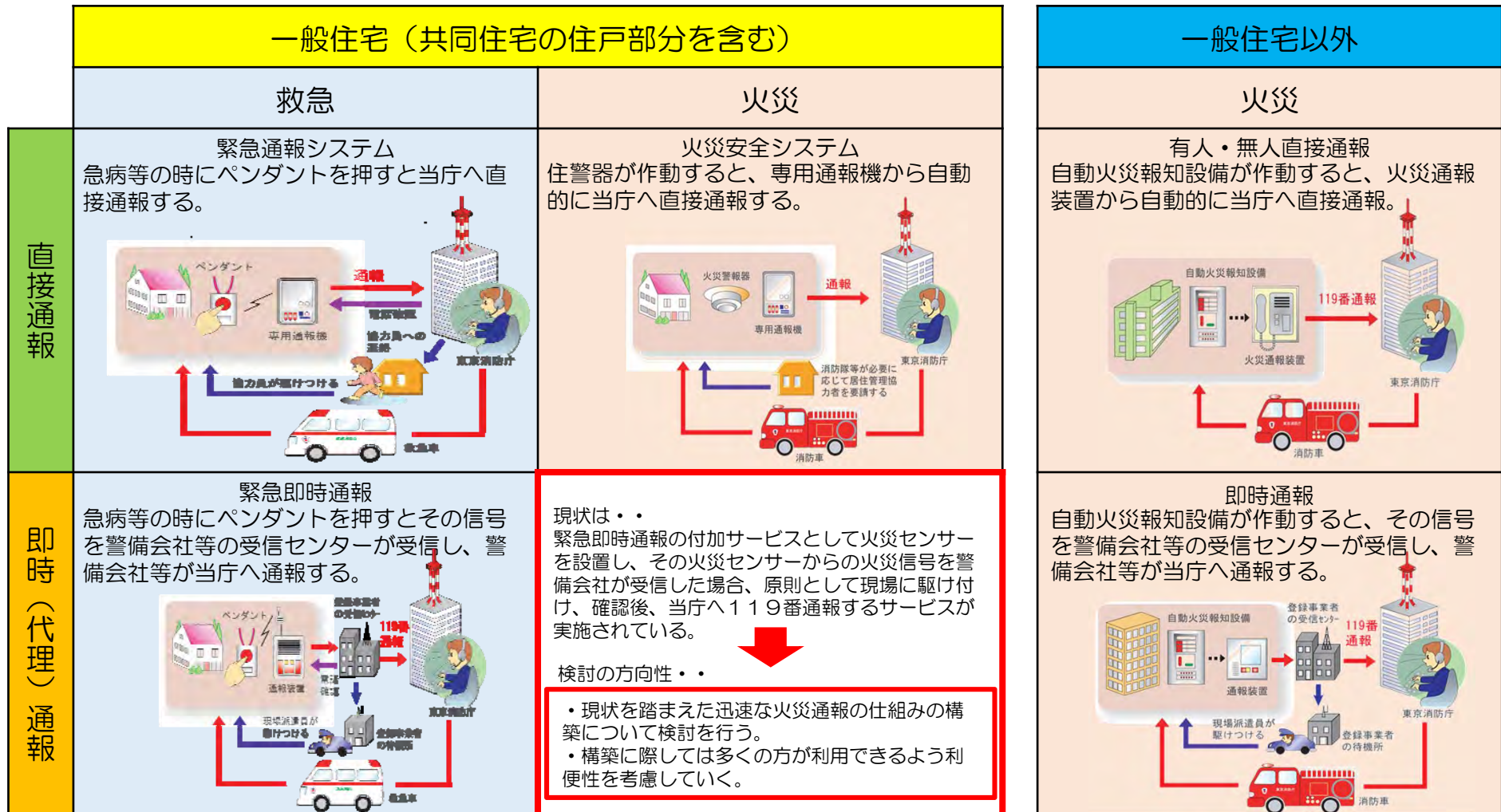
## 東京消防庁における現行の自動通報制度概要について

自動通報制度とは、簡潔に表現すると「火災などの事案の消防機関への通報を、自動的に、又は第三者が現場確認することなしに行うことを承認する制度」である。この制度を利用するためには、あらかじめ、消防総監の承認を得る必要がある。

### 火災予防条例 第61条の2 (抜粋)

次に掲げる通報を行い、又は行わせようとする場合は、あらかじめ承認を得なければならない。

- 一 自動火災報知設備等の作動と連動して送信される信号によって行う通報 (有人直接通報・無人直接通報)
- 二 ボタンを押すこと等の一つの操作で送信される信号によって行う通報 (緊急通報システム)
- 三 自動火災報知設備等の作動と連動して送信される信号又はボタンを押すこと等の一つの操作で送信される信号を受けた者が現場を確認する前に行う通報 (即時通報・緊急即時通報)



## 火災安全システムの設置世帯数と通報状況

### 火災安全システムの過去の統計

火災安全システムの、直近5年間の状況をみると、通報は年平均28件である。そのうち実際の火災は1.2件。また、奏功事例の内容から、火災に至る可能性があった事案は年間3.6件である。これらを合せると年4.8件である。(下表参照)

火災安全システムの設置世帯数と通報状況(平成23年から平成27年)

年	設置世帯数(a)	通報件数(b)	通報率(%) b / a	発報内容				奏成功率(%) (c+d) / b
				火災(c)	火災のおそれ(d)	調理・たばこ・殺虫剤等の煙	誤操作・何らかの原因	
直近5年平均	454世帯	28件 (100%)	6.2%	1.2件 (4.3%)	3.6件 (12.8%)	18.4件 (65.7%)	3.4件 (12.1%)	17.1%

(防災安全課調べ)

※ 火災のおそれは、調理中の煙や鍋の空焚きの煙を感知したもののうち、調理中にその場を離れていたものに限る。

※ 発報内容等の詳細が不明の事案があり、発報内容の合計と通報件数は一致しない。

**【事務局】**

皆様、おはようございます。事務局の東京消防庁防災部防災安全課の藤崎でございます。少しお時間より早いのですが、本日もご出席の皆様が全員お揃いでございますので、始めさせていただきます。それでは只今より、第13期東京都住宅防火対策推進協議会、第2回の協議会を始めさせていただきます。開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料の御準備をお願いいたします。まず、1枚目に協議会の次第、2枚目に委員名簿、それから3枚目に席次表となります。次に資料となりまして、A4版の資料1-1第13期第1回目の概要、A4版の資料1-2第1回の追加資料、A3版の資料2住宅火災に対する自動通報制度の現状と課題、A3版の資料3新たな住宅火災に対する即時代理通報制度の案、A4版の資料4第13期住宅防火対策推進協議会報告書構成の案、A3版の参考資料1自動通報制度の現状、最後にA4版の参考資料2火災安全システムの設置世帯数と通報の状況となります。不足はございませんでしょうか。

それでは、開会をさせていただきます。まず、関澤会長より御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

**【関澤 会長】**

関澤でございます。年末の押し迫った時期に、皆様お集まりいただきありがとうございます。今期は第13期の住宅防火対策推進協議会にあたりますが、テーマが迅速な火災通報制度による被害の低減ということでございます。9月に1回目をやりまして、今回は2回目ですけれども、9月には迅速な火災通報の必要性について御議論いただきました。本日は、被害の低減につなげる火災通報制度の在り方について、御議論をいただきたいと思っております。本日も熱心な、討議をよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

関澤会長、ありがとうございました。議事に入ります前に、変わられた委員の御紹介をさせていただきます。今回、東京消防庁より参画しております委員につきまして、10月期の人事異動に伴い、3名の委員が変更となっております。まず、東京消防庁防災部長、鈴木浩永委員でございます。

**【鈴木浩永 委員】**

おはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

続きまして、東京消防庁参事兼防災安全課長、岡本透委員でございます。

**【岡本 委員】**

どうぞよろしくお願いいたします。

**【事務局】**

続きまして、東京消防庁予防部防火管理課長、沖裕二委員でございます。

**【沖 委員】**

沖でございます。よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

以上3名の方が、今回新たに委員に就任いただいております。

また、鈴木孝雄委員でございますが、11月から新たに全国の自治会連合会の副会長に就任されておりますので御紹介させていただきます。名簿等の修正がされておられませんでした。大変失礼いたしました。なお、本日欠席の委員でございますが、日本女子大学の平田委員、東京都民生児童委員連合会の磯谷委員の2名の委員が所用により欠席となっております。

また、代理の出席の方の御紹介をさせていただきます。東京都福祉保健局、在宅支援課長の坂田委員の代理で、石坂課長代理に御出席いただいております。

**【石坂 課長代理】**

よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

続きまして、清瀬市高齢支援課長の細山委員の代理で、小野係長に御出席いただいております。

**【小野 係長】**

よろしくお願いいたします。

**【事務局】**

最後になりますが、本日の協議会の内容につきましては、前回と同様に今回の協議会の運営要綱第4条に定められているとおり、原則公開とさせていただきます。協議結果につきましても後日、ホームページに公開させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次第に基づきまして進行させていただきます。進行につきましては、関澤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

**【関澤 会長】**

はい。それでは始めに第1回目の議事概要について事務局より御説明をお願いいたします。

**【事務局】**

はい、それでは第1回目の議事概要につきまして、簡単に再確認いたします。資料1-1を御確認ください。先ほどお話にあったとおり、今回の協議会のテーマは迅速な火災通報制度による被害の低減についてということで設定させていただきました。このテーマの設定背景について、ということで、簡単に前回の内容を御説明いたします。

現在の火災状況として、近年の住宅火災の状況を見ると、住宅火災の件数、住宅火災の死者は減少傾向にあります。しかし、死者の約7割が高齢者であり、これまでも東京消防庁では住宅防火対策推進協議会、第11期、第12期と続けてきましたが、死者が発生する3大要因である、たばこ、ストーブ、こんろに対する出火防止対策、また、高齢者の火災を起こしにくい住環境を作るための総合的な防火防災診断に取組み、火災予防対策を検討し、推進してきました。これは現在も継続しており、これからも継続していくことです。



また、起きてしまった火災の被害低減対策として住警器の設置促進を行い、現在、平成27年の数字ですけれども、設置率は87.3%と普及率も高まり、前回データ等でお示ししましたとおり、奏功事例や住警器の設置の有無による被害状況を比較しても早い発見による被害低減の効果が確認されています。

続いて2番、迅速な火災通報の必要性についてということで、住警器の設置により、早期発見による被害の低減が図られているものの、一方で住宅火災による死者の傾向を見ると、住宅火災が発生した時の、その方の状況を見ると約3割が就寝中で発生しています。

また、出火から覚知時間、消防機関に119番通報する時間を比較すると、死者が発生した住宅火災の方が、死者が発生していない住宅火災よりも時間を要していることがわかりました。

通報している方の状況を見ると、死者が発生した火災では居住者による通報の割合が少ない状況が確認できています。

消防隊が現場を確認した時の火災の状況を見ると、約8割が黒煙もしくは火炎が激しくなっている火災の最盛期という状況となっており、早い発見が出来ていてもなかなか通報につながらず被害が発生している状況となっています。

これらのことから、早期発見を迅速な通報につなげていくための仕組みが必要だということで、今回このテーマを設定させていただきました。

3番に行く前に1枚おめくりいただきまして、資料1-2をご覧ください。

こちらは前回の会議の中で市古委員より要望のあったデータについてまとめたものです。

1番、住宅火災による死者の世帯別状況ということで、前回は過去5年間の住宅火災の死者の発生状況を確認していただきました。左側のグラフのとおり若干ではありますが、年々減少傾向にあり、上の72.5%というのが、その中の高齢者の占める割合です。今回は右のグラフにある、この5年間の365名の死者が1人暮らしであったのか、同居家族がいたのかというデータをまとめました。死者の7割が高齢者であることから、高齢者の内訳もグラフの中に示しています。1人暮らしで見ると、割合が1番多いのは高齢者の1人暮らしが全体の40%を占めています。また、高齢者以外の1人暮らしを合わせると54%と、5割を超える数字が出ています。この数字は死者が発生した時に、1人でいたかどうかの数字ではないので、高齢者の1人暮らし、1人暮らしは火災が発生した時に1人でいたのがほとんどなのですが、高齢者夫婦のみ、高齢者含む家族、その他は高齢者含まない同居家族がいる世帯を示していますが、その中で出火時に1人であったかどうか、このデータではわかりませんが、事務局でさらに確認したところ、この中でも約3割の方が出火時に1人であったというデータが確認されました。高齢者1人暮らしと1人暮らし、出火時に1人であったかどうかを足すと、合計で約7割の方が出火時に1人であったというデータが確認できました。

続いて2点目、住宅火災による死者発生状況別に見た、出火から覚知時間の比較について御説明いたします。上段のグラフは前回の会議でお示ししたグラフです。左側の円グラフが過去10年間の住宅火災における死者の就寝中であったか起きていたかを示したものです。

約半分の355名は不明となっております。右のグラフは死者が発生した住宅火災と、死者が発生していない住宅火災の出火から覚知時間。覚知時間は119番通報が消防機関に伝わった時間を呼んでおります。その差をグラフに表したものです。死者が発生していない住宅火災は、約3分が1番多くなっており、死者が発生した住宅火災では5分から10分にかけて多くなっています。グラフを今回、さらに詳細に出してみまして、上段右側の赤い折れ線グラフ、死者が発生した住宅火災の中で、さらにそれが就寝中であったか起床中であったのか下のグラフにまとめてみました。最近10年間の発生状況を見ると死者が発生した火災の中でも、就寝中であった場合の方が5分から10分にかけて多く発生しており、死者が発生した火災の中でも就寝中であった方が遅れているというのが確認できました。

続いて資料1-1に戻ります。3番、自動通報制度の現状と検討の方向性について、こちらは1番最後のA3の資料、参考資料1に基づいて再度確認をさせていただきます。早い通報が必要だということで、これまで色々なデータや状況で確認してきましたが、そのためにはどういった通報が必要なのかということで、現在、東京消防庁で行っている自動通報制度について簡単に御説明させていただきます。自動通報制度とは、上にも書いてあるとおり「火災などの事案の消防機関への通報を自動的に、又は第3者が現場確認することなしに行うことを承認する制度であります。この制度を利用するためにはあらかじめ消防総監の承認を得る必要があります。現在、東京消防庁で運用しております自動通報制度、この図で簡単にお示ししますと、まず黄色、一般住宅を対象とした自動通報制度と、一般住宅以外の通報制度に分けられます。また横で見ると直接通報制度と即時代理通報制度ということで、例えば1個の動作で、ペンダントを押したり、感知器が発報することで直接119番通報される直接通報と、一旦、民間の警備会社などの受信センターを介して119番がされる即時代理通報という分類がされます。簡単にこのシステムの概要を御説明いたします。

一般住宅を対象とするものが救急と火災に分かれています。救急は緊急通報システム、これは急病の時にペンダントを押すと119番通報が直接通報される制度です。また、下の緊急即時通報は、同じペンダントを押すと警備会社などの受信センターが受信し、警備会社等が現場に向かうとともに、当庁へ119番される制度となります。続いて、右側の火災を対象とする制度が火災安全システム、こちらは後で詳しく触れますが住警器が作動すると専用機から直接119番される制度となっております。右が一般住宅以外ということで、これは事業所等を対象としたものですが、自動火災報知設備等が作動すると119番が直接行く制度と、また即時通報ということで、先ほどの救急と同じなんです警備会社等の受信センターが受信して当庁へ119番する制度となっております。

今回は一般住宅、共同住宅の住戸部分を含む火災通報の制度について検討していくということで、火災の下の赤い枠の部分、この制度について今回は検討していきたいということで御説明いたしました。検討の方向性としては現状を踏まえた迅速な火災通報の仕組みの構築について検討を行い、また構築に際しては多くの方が利用できるような利便性を考慮していきたいということで、前回の会議で皆様の御了承を頂きました。第1回の議事概要の説明



については以上となります。

【関澤 会長】

はい、ありがとうございました。

只今の説明に対しまして、御意見、御質問等ありましたら、どうぞお願いいたします。

これは、前回こういうことを議論しましたということの確認のために、皆さんが思い出してもらおうためにお話しいただいたということで、今回新たに出てきたっていうものではないですね。

【事務局】

はい、そうです。

【関澤 会長】

わかりました。市古先生、よろしいですか。世帯別のデータもありますけど。

【市古 委員】

はい。特に資料1-2の右上の円グラフ、このあと議事で議論するにあたって1つ大事な、わかりやすい資料になったかなと思いますね。単身で、っていう時に、自動でいいのか、何かこう見守るっていう仕組みが必要なんじゃないかとかね。その辺の議論にあたって出発点になるかなと思いました。

【関澤 会長】

ありがとうございます。

池上先生、何かありますか。

【池上 委員】

この参考資料1の真ん中の現状はという赤い囲みありますよね。この中で4行目に原則として現場に駆けつけるとありますが、これ確かにわかるんですが、駆けつけて遅くなるということも考えられますが、そういう意味で原則として、と書いていらっしゃるのですか。

【事務局】

このあと詳しく御説明させていただきますが、現状として、今この図を見ますと制度しても確立されているようなイメージを与えてしまうかもしれませんが、今説明の中にあつたとおり、制度としては、赤枠以外の5つは制度として条例等で定められて運用しています。しかし、赤枠内については、制度として確立されておりません。一方で、今、警備会社等の民間事業者が、後段の左側、緊急即時通報のオプションとといいますか、そのサービスでやっている内容です。ですので、消防機関としましては原則として現場を確認して火事だと確認してから119番してください、というような指導させていただいています。ただ、そうは言っても、今、池上委員から御指摘があつたとおり、遅れるという可能性もありますので、そういった場合は、このあと詳しく御説明いたしますが一定のルールを設けて緩和措置というのも設けている状況です。

【池上 委員】

わかりました。

【関澤 会長】

これは、火災だけじゃなくて救急もそうなんですか。

【事務局】

緊急即時通報の方でしょうか。

【関澤 会長】

いやいや、参考資料1の即時代理通報の方で、オレンジ色の方で、左に緊急即時通報とありますね。これはなんで救急車の色を塗っているんですか。

【事務局】

これにつきましては制度として確立しております、119番が入ると同時に警備員、現場派遣員と呼んでいます、現場に向かっています。119番をされているので、同時に救急車も向かっておまして、現場派遣員さんが確認してからというのではなく、一緒に向かっています。どちらかが早く着くという意味でタイムラグはできませんけども、一緒に現場に行くという制度で運用しております。

【関澤 会長】

これは火災についても同じような措置をとってもいいんじゃないかという時に、救急の場合に今まで認めていた背景、理由というのと共通性を見出さなきゃいけないと思うんですけども。救急の場合は、いち早くこういう形が認められていたのは、何か理由があったんでしょうか。違法の通報が警備保障会社にあった時点で、救急車を出しているということ。

【事務局】

過去の細かい部分はわからないんですけども、元々の制度としましては、上にある救急の直接通報制度と、下の即時代理通報の緊急即時通報こちらの方が、火災安全システムより先にスタートしております。一番上に書いております火災予防条例62条の2、こちらで整備をされまして、最初はこちらの方が運用開始をしております。ですので、元々は高齢者や障害のある方に対して、緊急時にいち早く駆けつけられる制度となっているというのが背景にあります。その後、火災につきましては直接通報が平成10年に整備をされたんですが、その時にこの赤い枠で囲まれている民間の部分については、なぜ整備されていなかったかということは不明ですが、平成10年、火災安全システムをつけた時に、一緒に民間にという制度の確立がされていなかったというのが現状です。

【関澤 会長】

今までの成り立ちの経緯があつて、特に差別化をしていたわけじゃないということですね。

【事務局】

はい。

【関澤 会長】

他なにかございませんか。

よろしいでしょうか。これから色々説明があるということなので、多分救急と同じような

方向へ整備されていくと思いますので。私がかつて聞いた話では、消防が忙しくてかなわなくなると、特に誤報というか、非常に小さい、非火災報に近いような時に、しょっちゅう呼び出されちゃかなわんという話をちらっと聞いたんだけど。これを始めると消防機関そのものが大変忙しくなるんだけど、それはそれでよろしいんでしょうかということもあります。

#### 【事務局】

後の議論の方にも若干出てくるとはと思いますが、更にこの前の歴史を紐解きますと、自動火災報知設備とかが出来た当初から、だんだん発展する過程において、その報知器が発報した時に、すぐ119番したらどうかという議論もあったそうですが、その頃というのは今の機械に比べて性能が、通報の正確性というところでは、今に比べて大分誤報が多かったという背景もあったそうです。本来は早い通報というのは消防してありがたいことなので認めていくべきではないかという話はあったんですが、今、関澤会長がおっしゃったとおり、間違った通報、誤報がかなり多くなるという懸念もあったので、そういうこともありまして条件をつけて各都道府県の消防で考えて、運用していったらどうかというのが当時議論されたというのは聞いております。

#### 【高宮 委員】

よろしいでしょうか。先ほど、会長の方から言われました、我々の出場が多くなって大丈夫かという御質問なんですけども、これにつきましては、私どもも内部で検討をさせていただきまして、前回も資料でお示しさせていただいたかと思うのですが、今後20年の人口の割合ですとか、あるいはこの通報制度が進んでいった時に、どのくらい増えるかという予測値を出してみました。そうしたところですね、1つの消防署あたり、毎当番、毎日ですね、せいぜい1、2件増えていく程度ではないのかなと。ただ、それは平均して押しなべての時なので、もちろん警備会社の待機場所があるか、あるいは人口密度によって多少の前後はあるかと思いますが、その程度であれば東京消防庁としては耐えられるだろうと、決して忙しくて対応出来ないということはないだろうという、今のところ結論になっております。

#### 【関澤 会長】

はい、ありがとうございます。都民というか、住民の側からすればサービスの向上につながるわけで、決して嫌なものではなくて歓迎すべきものなので。ただ、私はちょっとしんどくなるんじゃないかというお話をさせていただきましたけども。これを議論ばかりしていても仕方ありませんので、次の議題に移ってその中身について議論を進めたいともいますので、それでは次の議題といたしまして新たな通報制度の概要について事務局より説明をお願いいたします。

#### 【事務局】

それでは資料2について説明いたします。若干、内容について触れた面もあるんですけども、現在、東京消防庁で進めている住宅火災に対する通報制度の現状と課題について説明いたします。繰り返しになるんですけども、東京消防庁の現行の制度については、通報制度と

赤枠に書かれているとおり、自動的に又は第3者が現場確認をすることなしに行うことを承認する制度であり、現在は対象や条件が定められて運用しています。対象や条件が定められているというのは、先ほどお話の中にもあったとおり、正確な通報が出来ることを条件として早期通報を認める制度です。

続いて、現状の住宅火災に対する自動通報制度について、先ほどの参考資料1の火災安全システムの現状を若干詳しく説明いたします。火災安全システムとは、住警器が作動すると専用通報器から自動的に当庁へ119番通報されるシステムとなっております。現状、このシステムは、高齢者や障害者に向けた制度となっております。事業主体が区市町村、現在の利用状況が、平成27年現在で266世帯と減少傾向にあります。また、火災安全システムを利用するにあたっては、居住管理協力者といって現場に駆けつける人を確保していただくことが条件となっており、現在この居住管理協力者の確保が困難になってきており、利用者が減少している理由の1つとなっております。このため東京消防庁では、平成28年4月1日から居住管理協力者の設置が困難な場合、設置を緩和するための要件を定めて運用を開始しております。現在の利用者数の増加については、まだ未把握ではありますが、今後の動向について利用状況を検証し、対応していくという現在の状況です。現在、東京消防庁で運用している住宅火災の自動通報制度というのが、現在このシステムのみで、この課題として高齢者、障害者以外を対象とした通報制度がないという現状です。先ほど、話にもあったとおり緊急即時通報の付加サービスとして火災センサーを設置するサービスがありますが、これは現在制度として未整備のため、現場を確認する前の通報を原則として認めていません。

【関澤 会長】

すみません。火災センサーというのはなんでしょうか。住警器のことなんでしょうか。

【事務局】

住警器と言いますか、感知器ということです。ほぼ住警器と同じものだということで、前回小川委員よりお話がありましたけれども。感知器がメインでついているものでございます。

【関澤 会長】

もともと住警器を前提としているのに、火災センサーと書いているのはなんで、と思ったので。

【事務局】

火災センサーと書かせていただいたのは、今、サービスを実施している民間の事業者は、ほぼ住警器がついているんですけども、一部事業者では、機能としては住警器とほぼ同じものなんですけども、住警器になると検定をとらなければいけないので、検定を受けていないものをつかっているところもあるということです。あえて火災センサーと書かせていただいております。

【関澤 会長】

はい。続けてください。

【事務局】

続けます。現在のこの付加サービスの内容について、赤枠の中で詳しく説明いたします。現在は制度として整備されていない、緊急即時通報の付加サービスの内容なんですけども、先ほどもふれたとおり、緊急即時通報、救急の通報制度の付加サービスとして火災センサーを設置し、その火災センサーからの火災信号を警備会社が受信した場合、原則として現場に駆付け、現場を確認後、当庁へ119番通報するサービスが実施されています。このサービスには、対象者に制限はありません。事業主体が、警備会社等の民間事業で行われております。利用状況が現在は増加傾向にあります。しかし、原則として事業者が即時に通報することを認めていないため、早期通報にはつながっていません。この現状からこちらのサービスに関しても東京消防庁では平成28年4月1日から緩和措置を設け、当庁が示した判断基準により、早期通報が必要と判断した場合に、現場を確認する前の通報を認めています。このサービスの課題として利用者は増加していますが一部の緩和措置を除いて原則として即時通報を認めていないため、今後さらなる緩和を必要としていますが、現在は制度として未整備のため、現状でこれ以上の緩和が難しい状況にあります。この現状の住宅火災に対する通報制度とサービスを踏まえて、都民が活用しやすく、より早期通報を確保するための制度として、住宅火災に対する制度を構築していきたいと考えております。

それでは、新たな制度の具体的な内容について資料3を御確認下さい。こちらが新たな住宅火災に対する即時代理通報の概要案ということで示させていただきます。上段が運用イメージ、感知器が作動してから消防車が現場に向かうまでの流れになっております。左側が現状、制度として運用されていない、サービスの運用状況です。通報の流れは番号で示してあるとおり住宅に設置してある火災警報器が作動すると専用通報器によって登録事業者の受信センターに、まず通報がはります。次は2番、登録事業者の受信センターから登録事業者の待機所に連絡がはiri、現場の派遣員が駆付けます。3番で感知器が作動した住宅に行って火災かどうか確認します。火災であった場合、4番、119番通報され、5番の消防車が現場に向かうという流れになっています。明確に現場派遣員が駆けつけてから119番がいくまでの時間が、何分かというのは定かではないのですが、感知器が作動してから消防車が着くまでの時間はかなりかかっており、早期通報にはつながっていないのが現状です。右側が新たな住宅火災に対する即時代理通報のイメージです。1番は同じで、火災警報器が感知すると同時に登録事業者の受信センターに通報がはiriます。今回は、この時点で受信センターから119番通報と登録事業者の待機所に同時に通報をいれ、消防車と現場派遣員が同時に建物に駆け付ける制度としていきたいと考えております。

続いて、下段の利用申請の負担軽減と警備会社等の管理方法について説明いたします。現在の付加サービスの運用については、現在、当庁では制度していないため申請事務も行ってないことから、現在の緊急即時通報、救急の利用申請を例にしてここに示しております。

こちら番号で追っていくと、1番、現在、利用者は利用申請をするのに消防署に申請が必要となります。消防署が現地調査をして、システム等に登録を行います。3番の制度を運用する警備会社等は東京消防庁に登録制度というのがありまして、登録しなければなりません。2番の利用者の情報については、利用者が高齢者等であれば、区市町村から消防署へ利用者カード等の送付が発生します。これはかなり流れが多く、負担を軽減するために、今回の案のとおり、1番の、利用申請をなくして、利用者の負担を軽減します。本来であれば本人が申請するものの、現状、警備会社等の委任しているため、これにより委任されていた警備会社等の事務量も削減されます。2番の、区市町村からの登録カードの送付を不用として、警備会社から必要な情報を消防隊へ伝えるよう、警備会社等へ指導します。また、3番の現在の登録制度として運用しているものを、仮の認定制度として整備し、正確な通報を確保するための遵守事項等を定めていきたいと考えております。

続いて、一番最後の資料、参考資料2をご覧ください。A4の資料となります。こちらは、火災安全システムの設置世帯数と通報状況についての資料となります。現在、制度として認めていない、付加サービスの利用状況としては、件数が集計出来ないため、現在制度として運用している火災安全システムの設置世帯数と通報状況についてまとめたものです。数値は、直近5年間の利用状況を示しております。設置世帯数、こちらは5年間の平均数となるんですけども、454世帯のうち、通報件数が28件、通報率は6.2%となっております。この発報内容として火災であったのが1.2件、全体の約4.3%、火災のおそれであったものが3.6件、全体の12.8%になります。火災の恐れというのは、調理中の煙や鍋の空焚きの煙を感知したもののうち、調理中にその場を離れていたものに限定して抽出しております。その他、右側は誤報、非火災であったものですね、調理、たばこ、殺虫剤等の煙を感知したものの、誤操作や何らかの原因で発報したものが、残りの数字となっております。この数字から、火災、火災の恐れがあったものをパーセントで出すと、消防隊が早く駆けつけたことにより、火災に至らなかった、もしくは、火災の被害が軽減されたものが17.1%となっております。なお、この全数について、発報内容が不明でカウント出来ないものがあるので、通報件数と発報内容の件数は一致しないものがあります。このことから、本新制度を設けた場合にも、火災安全システムと通報制度の形態が若干違うのですが、17.1%の奏功が、現在、火災安全システムで確認されていることから、新たな住宅火災における即時代理通報を制度として構築した場合も、奏功率が上がるということが、このデータからわかると思います。新たな即時代理通報の概要説明については以上となります。

【関澤 会長】

今、説明していただいたことについて、何か御意見がございましたらお願いします。

【川上 委員】

はい、2つ質問します。資料2の上の直接通報の中で、区市町村合わせまして利用状況が現状で266世帯、平均すると少ないのではないかというイメージを持ちますが、少ない理由というのを、まずお話をしてもらいたいと思います。

それから、28年4月1日に緩和する要件を定めたと書いてありますが、緩和した要件について、具体的にどのように緩和したのか教えていただきたいなと思います。

**【事務局】**

はい、まず御質問のありました266世帯は、説明の中にもありましており減少傾向にあります。その1つの理由としましては、居住管理協力者の確保が難しいというのがあります。居住管理協力者というのは、資料に書いてあるとおり、119番通報がされた時、当庁の指令センターから、あらかじめ登録されている居住管理協力者の方にも連絡がいき現地の確認をお願いしているボランティアの方です。

現状は高齢者率が高く、周りの関係が希薄になっておりなかなか居住管理協力者を見つけることができない、あるいは、登録したくても迷惑がかかるからと遠慮されているといった背景があるという話も聞いております。

明記されているものではありませんが区市町村の担当者の話を聞くと、119番通報があると、すぐに消防車が駆け付けるのですが、いきなり消防車がこられるのは嫌だという方もいらっしやってこの制度を敬遠されている方もいらっしやるようです。

いずれにしてもこのような理由があって利用者が減少傾向にあります。

それに関してどういった緩和措置設けたかといいますと、3つ要件があります。「すべて該当する方、現在、緊急通報システムを併用しない火災安全システム単独の利用者となります。先ほどの資料にもありますが救急車を利用する直接制度があったと思いますが、現状、火災安全システムと救急を併用して利用している方と火災安全システムを単独で利用されている方がいらっしやいます。火災安全システムだけを単独で利用されている方が第一の条件です。

次に火災の事実を確認するために実際に現場に行った消防隊が必要に応じて部屋に入るために住宅の一部を小破壊するのを事前に認めている方、最後に、利用者以外に確実に連絡が取れる方、これまでは駆付ける方がいなければ駄目だったんですが、例えば、ここに電話すれば多少お家が離れていても、身内や親戚の方に連絡がとれ、火災が起きた後に火災があった家を管理していただける方を確保できる方。この3つの要件がそろった場合は管理者がいなくてもいいといった緩和措置をとっています。平成28年4月1日から運用開始しています。以上です。

**【川上委員】**

もう1つ質問ですが266世帯にこだわりますけど、これは区市町村さんの補助がからみますよね。

その予算的なものもからんでいて、申請しても予算がつかないといったこともあるのでしょうか。

**【事務局】**

申請の条件に関しては区市町村によってまちまちで、やっている区市町村、やっていない区市町村もあるので一概に言えませんが、補助金を出している区市町村であれば申請をし、

条件はあるが補助金は出ています。しかし65歳以上であれば誰でもでるよといったものではありません。

【川上委員】

わかりました。ありがとうございます。

【関澤 会長】

はい。他にいかがでしょうか。ちょっといろんな用語があって混乱しているのですが、他に何かありませんか。

【小川 委員】

資料3なんですけれども、上段の運用イメージ現状とこれからがあると思うのですが、先ほど関澤会長から火災センサーといったお話があったかと思うのですが、今後、資料2の右上に正確な通報ができるといったことが前提とする自動通報制度というところがありますけれどもその担保として火災センサーの信頼度を確保するべきだというところが気になりました。やはり機器自体が検定品であるかそうでないかといったその辺の違いがある程度条件を決めていく必要があると思います。あとは、やはり設置基準ですが、例えば、壁から60センチ離すだとか、空調設備の風が直接当たらないようにするだとかそういった基準、あとはどこに何個付けるだとかそういったところだとか、そういった条件をまとめた方がよろしいんじゃないかといった気がいたしました。今の住宅用火災警報器というのは自動試験機能といった自己チェックのほぼメンテナンスフリーのような機能を持っているのでそれがあかないかの違いも大きな影響があるのではないかと感じました。付加サービスを利用するというのがあるものを利用するのは非常にいいことだと思いますので担保するといった条件を決めた方がよろしいかと思いました。

【関澤 会長】

ありがとうございます。それは個々の制度の中で書き込んでいくことですね。

【事務局】

まずは、こういう制度でいいかということももちろんあると思うんですけれども、仮にこの制度でいきましょうといったときに次に色々な基準を作っていく中で、ご意見をいただいたところがもちろんでてくると思いますのでステップとしてはその先になってしまうかと思いますがそういったところも意見がありましたということで事務局からも提言していきたいと思います。

【関澤 会長】

ほかはいかがでしょう。

【土屋 委員】

警備会社ですが1回目の時にご意見させていただいたのですが、これから議論するのでしょうかけれども、まず資料3の運用イメージの新たな住宅火災に対する即時通報代理ですが、緊急即時通報と同じイメージですよね。弊社も色々やっているんですけれども、基本的に火災を誤報か真火災かというのは発見する段階ではまず部屋の中に入らなければなら



い、住宅ですのでこれは消防署さんもそうなんでしょうけれども、外から見て間違いなく真火災だと燃えてれば誰でもわかるわけで、家の方だとか119番されていると思うんですが、ぼやとかあるいはコンセントから出る煙とかまず部屋の中に入らないとわからない。これを警備会社が入るとなると、住宅の鍵を全部預からないといけない。増やして居間だとか2階だとか寝室、台所、風呂、様々なところがありますので、これを発見する警備会社は相当至難の業かなと思います。

それとこのイメージを見ますと、消防署も並行して駆け付けるわけですから、警備会社の役割ってなんだろう、さっきの緊急通報の場合は、警備会社、あるいは消防署どちらかが先かというのはいいんでしょうけれども、火災では意味があるのかな。非常に疑問に思います。ましてや警備会社の消火器具は消防署と違ってあたりまえのように持っけていても消火器ぐらいでしてそんな整備もありませんし、そこまで消防自動車と同じような消火機能を持った機器を用意して設備投資をして多大なお金もかかる、まずはそこらへんが意味がないのかな、必要性がないのかなと率直な意見でそう思います。

#### 【事務局】

土屋委員からあった消火に関しては必ずしも消火を目的として現場に向かうといったものではありません。ただ状況によって初期消火が可能であればしていただく、といった期待はありますが、消防隊と同じようにあるいは先に来て火事を消しとめてくれといったものではありません。むしろ現場に、駆付けていただいて、当然消防隊の方も119番の情報からいろいろな世帯のだとか情報があればもらうんですが、それ以外にこれはあくまでイメージの段階ですが、登録した際に警備会社が持っている1人暮らし等の情報等をこのあと整備をしていって、もてるように、整備するのであれば消防隊に情報提供していただく。あるいはもう1つ、失礼な話、全焼してしまえばそういった必要がないのかもしれませんが、例えばある程度の火災で収まった時に、消防隊は引き上げてしまう。ただそのあとのおうちの管理ですとかそういったところが現場で問題になるところがございます。あるいは壊していいかどうか消防隊も迷うことがありますそういう時に今後の制度の話になるのですが、壊す際にお互いに確認をさせていただき、証人になっていただき、現場を管理し、消防隊のサポートをしていただきたい。今回はそういった面に来ていただくということで今回はイメージしています。

#### 【土屋 委員】

ちょっと今の御説明でもわからなかった点があるのですが、真火災か誤報かと判断する際は消防隊も一緒だと思うんですけどもどう思いますか。

火報がなって駆付けます。燃えていればわかりますが、全くわからない中、家の中に入る方法こちらは消防署さんもそうでしょうけれどもこれを警備会社がどう対応するのか

#### 【関澤 会長】

ちょっと関連して資料3の4つの枠の右上の中で、救急の場合はペンダントを押すから会話ができるんですね。何れにしても警備会社がどういった状況なのか。

火災の場合は住警器なり火災センサーなりの専用通報機を通じて機械的な信号がとりあえず警備会社の受信センターにいくわけですけど音声通信じゃなくて信号でいっちゃうんですけどもこれが①。②として警備会社さんが何も機械信号しかない状態で消防の119センターにあげて、なおかつ自分もでていくといった絵になっていると思うんですがいまおっしゃったように真火災かそうでないかの判断は機械信号からしかできないのではないのでしょうか。要するに、もし難しいとこだと、警備会社さんだと一応受けるんだけどもスルーして、119番に流すといった形になりはしないかと思うんですけども。

**【事務局】**

こちらはまだ制度を固めているわけではないので、明確な回答にはならないかもしれませんが、1つの考えとして、制度として確立しているので受信機が鳴ったらまず119番はすぐしていただくこれは問題ないかと思います。一方で、こちらの絵にも書いてあるのですが、電話確認をたとえば折り返し電話をしていただいて、あるいは専用通報機で今火災の信号がなりましたよ、どうしました火事ですか。当然反応できる場合とできない場合があると思うのですが、反応できない場合に関しては有無をいわず危険側に立って真火災という想定のもといっていたいただければいいと思います。

**【関澤 会長】**

1のところに紫色のコールバックがあるからここで警備会社の受信センターからは1度かけなおして信号今なりましたけれどおたく本当に大丈夫ですか。あるいは台所で焼け焦げていませんか。といった話があるあけですよ。

**【事務局】**

それも1つの例で、やっていただくことも前提に考えております。

**【関澤 会長】**

その辺をもっとわかりやすくしてほしい。これは1つ私からの質問で皆さんの意見を聞いてからで結構です。

他にご質問等はございましたらご意見でも結構です。

土屋さん何かありますか。

**【川上 委員】**

これは確実にコールバックするんですか。

**【事務局】**

ここの部分で少し補足させていただきます。基本的に東京消防庁のスタンスは命を第1に考えますので早い通報の基準を決めるといった意味では119番通報してください、というのが基本です。ただし、いろんな契約のスタイルが契約者と警備業者さんとの間であり、1度は警備会社さんから連絡が欲しいといった世帯が多いと聞いています。そうしますと、私どもでは直接通報していいですよ、と基本は認めますがやはり警備会社と利用者さんとの間に契約がございますので、このあたりは柔軟な対応で警備会社さんにおまかせしたいというところで、必ず確認ということではありません。いろんな火災のケースがありますが、

誤報かどうか迷うことがあると思います。その場合は警備会社さんの判断で確認をしていただきたい。危ないと思ったらすぐに119番、2の方の流れでかまいません。

【高宮 委員】

更に補足で言いますと東京消防庁としては言い方が悪いんですが、空振り覚悟でやりますよ、出場しますよ、とまずは人命第一で考えております。ただ、今議論されております電話確認は利用者さんと警備会社さんとの間でやっていただきたい、と考えておりますので、必ずしもこの電話確認が必須ではないと、とらえていただければと思います。また、現場に行ったら火災の確認はどうなのか、外から見た場合はわからない、というようなことは多々あるわけですし、そういった場合は私ども消防機関として確認しないわけにはいかないの、最小限の破壊はさせていただく。やはりそこら辺のことも、場合によっては契約者さんと契約条項の中で、今おそらく最低限の破壊は確か入っていたと思うんですね。ですから、それに基づいて私たちもやらせていただきますので、警備会社さんがという話になってくると、これはまた警備会社さんと契約者さんとの契約内容によることになりますので、ほぼ同時に到着すると思いますので、実際には私たち消防機関が破壊をして中を確認することになるのかなど。もちろん警備会社さんが先に到着した場合には、それなりのことをできるだけの確認はしていただきたいと思いますけれども。

【関澤 会長】

留守宅で非火災報みたいなのが鳴ってしまった場合、調理器具のつけっぱなしだとかは壊してでも入っていいんでしょうけれども、留守宅で非火災報が鳴ってしまってコールバックしても、警備会社からコールバックしても不在だというのは、本当に火事が起きてしまっているかもしれないので消防も外見ではよくわからないので。今おっしゃったように壊して進入して何もなかった時に契約者としてはなんで壊してくれたんだと、損害賠償はどっちにするかの話だね。それは損害賠償として仮に起きたとしてもどっちが払うにしてもそれをきちんと契約約款の中に書き込んでそうことが起こりうるんで、補償はどうするかをあらかじめ決めておかないと問題が起きそうな気がします。

【高宮 委員】

それは契約条項の中にそれぞれ入れていただくようにしていただきたい。

また、私共も警備会社さんにはお願いしたい。正当性があれば補償や賠償の制度はありますが、あらかじめお互いに了解するようにすすめていかないといけないと考えております。

【鈴木孝雄 委員】

資料2の現状の住宅火災に対する自動通報制度についての件ですが、現状が真ん中のところで利用状況が266世帯というふうに記入されていますが、これは区市町村が事業主体ということですが東京で1,980万以上の世帯がある中で、266世帯というのはいかかなものかなと思います。それは私の住民からしても、区市町村にもっと呼びかけるなりPRをして、良いところを広めなくてはいけない責任があるかと思います。皆さんもご存じのとおり、防犯のあれが町の中にうんとつき始めましたよね。あれは区市町村が補助金出して

かなりのお金を出してPRに努めているので、ただ細かい話ですがランニングコストが補償されているので、例えば区市町村が東京都に要望してランニングコストをもっと出せと要望しているのですが、それが出れば、防犯のあれももっとつけられると同時に、これも266世帯でなく、良い物であれば、区市町村に東京都が補助金を出してつけさせるのも1つの手ではないかと。

私もよくわからなかったのですが、この専用通報機というのは住警器よりも高いですか。1機どれくらいかわかりませんが、補助金を出してもいいかと思います。そしてこれを広めると人命の安全が確保されると思います。実態はどうですか。お金はどれくらいかかっているのですか。

【小川 委員】

お答えしてよろしいですか。実は、私どもの方で火災安全システムの取り付け、メンテナンスをさせていただいております。住宅用火災警報器だけではなく専用通報機と呼ばれる電話回線につなげる送信装置が必要になります。それがやはりそれなりの金額になります。住宅用の火災警報器とあわせると、各区市町村様との契約内容が統一されているわけではないので全ては同一価格ではないのですが、おおむねやはり7、8万円ぐらいは最低でもする形になっています。

【鈴木孝雄 委員】

じゃあ防犯からすれば安いよね。あれは30万ぐらい、ちょっといいと。安いのは7、8万らしいんだけど、映像の解像度が良くないらしくて。その7、8万の緊急の機械はかなり精度がいいでしょう。

【小川 委員】

機械の送信装置の性能ということですよ。大手の家電メーカーがお作りになられているものなので機能は随分進歩しています。

【鈴木孝雄 委員】

これを住民に督促すればかなりの効果が出ると思いますがいかかでしょうか。

【小川 委員】

そうですね。現在266世帯となっていますが、ただピークの時でも1千件を少し超えるくらいのものでした。そこをピークに段々下がっている状況です。あわせもって緊急通報システムといわれる救急の方も同じような仕組みでございまして、そちらも私どもの方で請負させていただいております。

【川上 委員】

そちらは件数いくら。

【小川 委員】

件数が今やはり減ってきておりましてピークの時に、実はわたしどもが最初から請負していたわけではなくて、前任の企業から業務移管されて今受託している形です。最初の企業さんで請負していたのは一万件以上請負がございまして、現状は千件台です。

【関澤 会長】

高齢社会なのに逆に減っているというのはよくわかりませんね。私はこういったやつに取り組んで30年前からできていたアイデアで、まあ要するに本人が倒れた時に通報が自動的にいかないと駄目だろう、ということのできたので、救急の方がメインで決めてきまして、それについて火災信号をいれたらいいんじゃないかということで全国的には緊急通報システムに東消でいう火災安全システムが入っているケースが多いんです。他の消防本部では

【鈴木孝雄 委員】

それが7、8万。

【関澤 委員】

私は知らないんですが、東京消防庁は、緊急通報システムは救急で、火災安全システムは東消が独自に火災でやっていたやつがあるんで、分けているんですが、緊急通報システムは区市町村が給付制度として、高齢者とか、障害者世帯について区市町村のサービスとしてってあげて、それを東京消防庁も公共的な機関として無料でサービスできるようにしていた。おっしゃるようにどんどん給付事業を広めていけば、増えたんでしょうけれども、さっきの理由では、あのPA連携といって赤白が同時にいっぺんにきてしまうので頼んでもいないのに消防車も来てしまうので、大げさになって困るといって辞退する人もいた、といった話もありましたが、そこは明解にしないと。PA連携が邪魔で減っているんだといった話になってしまう。そうではなくて鈴木委員がおっしゃたように本来こっちもね、超高齢化社会になっているのに行政としても支援してそっちも増やしていかないといけない一方、対象から外れた人は民間との契約を結ばなければいけない。その辺は説明が一気に早期通報システムに流れますというのは、この先、緊急通報システム、火災安全システムに力を入れませんかよというメッセージに聞こえてしまう。ということだと思います。翻訳すると。

【事務局】

ありがとうございます。今、鈴木委員、小川委員等からいろいろご意見をいただきまして、行政といいますか、消防の方も直接型の266世帯、これは確かに1千件をピークにどんどん減っており、救急につきましてもピークの1万件から1千件台に落ちているといった現状があります。火災の方は置いときまして、救急につきましても民間を利用している通報制度の方が逆に増えている状況にあり27年度現在2万4千件、過去の状況を調べてみたのですが、平成23年度で1万5千件。それから約5年間で9千件ほど増えている段々増えている現状があります。こちらの民間即時通報につきましても、上の民間緊急通報システムと同じようにこれは区市町村さんの方によっていろいろありますけれども、補助金制度としてはほぼ出しているというふうに聞いております。ですので、要はどちらかを救急に関しては選んでやっている。そういった中で、その事業効率ですとか、一番多いのが協力員さんの確保などの利便性から今は民間の方に流れて行っている現状かと思っております。一方で先ほどの火災安全システム、こちらも現在のイメージとしては民間警備会社さんの付加サービス

として緊急即時通報の付加サービスとして利用者が増加しているといった説明をしましたが、数についてはそういった状況で制度ではないので、私達としては把握できていない現状ですが、その付加サービスとしてどんどん増えて行っている。火災安全システムも直接型から民間の方を利用する方が増えているのが現状です。そういったこともありますのでちゃんと制度化して、整備して、民間業者を介した火災安全システムをしていきたいと思いますということで今回提案させていただいたものです。

**【鈴木孝雄 委員】**

今のお話を聞きまして、民間は増えるというのは当然かなと思うんですよ。行政のPRに比べて、民間のコマーシャルベースの話っていうのは結構耳に入って、我々だって結構良くなって思うことがありますもん。民間のコマーシャルでね。それを行政の努力が少し不足しているのかなって。もっときちんとやるべきだなって感を強くしました。ですので、微力ながらそういう場面になったら、伸張の1つでもしようかなと思います、やはり官の方も力を入れなくちゃね。コマーシャルテレビばかりで流れるというのはちょっと。

**【事務局】**

今コマーシャルというようにお話でございませうけれども、緊急即時通報の方につきましても通報の間に民間の警備会社さんはいっていただき、それを行政の方でも制度として運用して通報を無条件で受信し、区市町村では直接型と民間型のどちらを選択するか。あるいは区市町村さんによっては民間だけとか直接型だけとか、どちらかを選択をしている区市町村さんもありますが、行政としてもこの制度を活用して、高齢者へのサービスを実施するなどしています。そういった意味では官民一緒にやっていると言えると思います。

**【関澤 会長】**

他はいかがでしょうか。

**【濱谷 委員】**

資料3を拝見して皆さんの意見を聞きますと、私のところは通信ということで今回参加させていただいているのですが、通信の方向というよりは民間の目線でコメントさせていただきます。資料3をパッと見たときに現状が右のように変わるというふうに見えましたが、実際に問題としましては2の段階で、警備会社さんの運用が2つに分かれるんだろうと思います。1つは火事かどうかわからないので従来の運用をします。もう1つは右にあるように火事というのは明らかだから駆け付ける前に通報する。というところでは一見よさそうに見えるんですが、今後の制度設計の中で責任の分配、責任はどちらなのかをはっきりさせて実務運用で色んな事案を重ねることによって上手くいくようにしていけるのかなと思います。多分2つあると思ひまして、現状を踏まえたうえで警備会社さんからのこういった場合には現場確認をせずすぐに要請していいよというのが1つ。もう1つは、基本はさっさと通報するんだよ、とした上で駆け付ける。制度設計は、このどちらかをスタートにするんだと思いますが、いずれにせよ警備会社さんと東京消防庁さんとの間で実際の判断をどうしていくのかとか、今後という意味では事案を重ねていくというのが大事だと思います。た

だ一方で先ほどから話がでてきているような今回の制度設計ということで、この真ん中の参考資料1にあります赤い枠の部分を練りましょうというのはよくわかるのですが、一方で資料2にありますような行政サービスの展開だとか266世帯に留まっているというのはちょっと無視しえないのかなと思われま。今回の会議の中で詰めるということはないんだらうなと思われまますが、どうしても受益者負担だとか民間ですと効果というものを考えていきますので、その目線からいくと、ここをちょっと手をつけないわけには制度としてこういうこともできます、という幅を広げる部分には大いに理解できますが、ここをきちんと手当しないことにはせっかくデータとして高齢者の独居、あるいは高齢者でない独居ということで先ほど5割を超えているという資料2の中にもありましたからこのあたりの問題解決を考えますとどうもこの辺に手をつけるというのは時間の問題というか感想めいたことを申し上げますが以上となります。

**【事務局】**

現状の火災安全システムの改善ということに御意見をいただきまして、確かに減ってきてしまっ、一方で民間のサービスが増加傾向にある現状にございま。私達の方も居住管理者等の問題等で厳しいという状況でございまして、その第一手として今回、先ほども御説明いたしました緩和措置ということで設けさせていただきました。ただ28年4月に始まったばかりで、これでどれだけ伸びるかというのは正直まだみえていない状況はありますが、いずれにしても新しい民間事業者さん等と連携した制度プラス、火災安全システムこちらの方は緩和条件をみながら今後検証しながら見ていくというのが1点、あとは、行政としましては即時代理通報あるいは直接通報の選択制といいまるか、より幅を広く使っていくように整備していきましようということで進めていきたいと思っております。

**【関澤 会長】**

他にございましたらどうぞ

**【尾作 委員】**

具体的な案が思いついたわけではないのですが、消防団という組織は全く名前が出ていないんですが居住管理者として協力をお願いするのはどうなのかなと思っことと、あともう1つ、先ほど建物の中を確認するのにどこか壊さなければお留守の場合は入れないというお話だったのですが、この前テレビを見ていたら、マンションとかそういうドアに後付けで、遠隔操作で鍵を開けられるというものがあつたので、そういう鍵とかを知らない方もいらっしやると思うので契約するときに教えて差し上げるというのも1ついいのかなと思っのと、もし、壊して入らなければいけない場合は、ここを壊してください。ここだつたらいいですよというところが住んでいる人はわかると思うので、そういうところを契約の中に盛り込めば被害も最小限で済むのかなって思いま。

**【事務局】**

消防団については確かにこの資料の中には出てきていませんが、非常に地域に密着されている方々でございまるので、消防団という身分ではありませんが、居住管理協力者になっ

ていただいたりしているということはあると思います。この中に消防団をいれるというのは、この段階で私たちも想定していなかったもので、そういったキーワードにつきましても考えさせていただきたいと思います。鍵の件や小破壊のことについてはおそらく契約的な話になってくると思うので制度設計の中で、あるいは警備会社さんとの契約の中で意見として承りたいと思います。

#### 【油井 委員】

江東区役所の介護保険課長をしております。直接の所管ではないのですが、所管の部署に聞いてきましたので江東区の現状を参考に御説明したいと思います。江東区の場合は消防庁型と民間型の2つをやっています。23区においては2つやっているとは限らない、民間しかやっていないかもしれないし、消防型しかやっていないところもあります。江東区は2つともやっております。消防型は自宅の鍵を近所の協力員の方に預ける必要があるため協力員がみつからず自宅の鍵を他人に預けるのを躊躇することも多く、警備会社対応型の方が、近年需要が多くなっているというのが江東区の現状です。消防庁型の課題として江東区が考えるものはNTTの一般回線に限られているため、それに対応していないと利用できないと把握しております。また、部署側に、利用者や設置会社からの問い合わせがすごくかかってくる消防型はそういうことで職員が追われています。また、ケアマネージャーや家族からの依頼がほとんどで本人からの依頼はないということがあります。警備会社の場合はオプションというのがあって魅力があるということで警備会社対応型が非常に増えてきています。先ほどから議論されております参考資料1の四角のところですね、現状ではオプションサービスとして江東区ではやっていますので、希望がある方は火災に関しても警備会社が対応しているという現状がございます。行政としては民間会社がやっているから行政がやっていないということではなくて2つともやっているという現状で、今は民間のほうが増えているというのが現状です。以上です。

#### 【関澤 会長】

ありがとうございました。

他に御意見、御質問等ございますか。

まあ、実現まではいろいろ解決しなきゃいけないような課題はいくつかありますね。目指すところはいいんだけど、その周辺のことも含めて既存の制度との関係も含めてまずわかりやすくすると、ちゃんと安心して使えるようにするそういった課題があります。

なんか他に御意見はありますか。

それでは3つめの議題であります第13期住宅防火対策推進協議会報告書案についての報告をお願いします。

#### 【事務局】

資料4を御確認ください。A4の資料となります。こちらは第13期住宅防火対策推進協議会報告書構成案となっております。本来であれば次回の会議で報告書案をお示しして最後まで一度最後の会議で承認いただくべきですが、今回は次回3回目が最後となります。



で今回構成案を示させていただきました。第1章、第2章と第1回の会議で検討した内容をまとめてあります。今回、第3章、第4章に第2回の検討内容を踏まえた課題、今後考えていかなければいけないことをこちらに記入して新たな即時通報案として第4章にまとめさせていただきます。そして第5章で提言とまとめということで被害提言に向けた新たな通報制度の仕組み作りについてまとめさせていただきたいと思います。今回は次回3回目の会議で報告書をまとめさせていただき、皆様から頂いた意見を再度修正して委員の皆様へ会議終了後個別に確認をいただきたいと思いますと考えております。皆様の意見をとりまとめ、最後は会長一任で承認いただき、今回13期の報告書とさせていただきます。

報告書の構成案については以上となります。

**【関澤 会長】**

もう1回あるんですね。

**【事務局】**

補足で、この後その他でまた次回の御説明をさせていただきますけれども今、事務局で御説明させていただいたとおり、本来ですと、ある程度形にしたものをお示しして御意見をいただいて、それを修正してこれが完成版です、という形でこれに2回かけた方がいいかなと事務局も思ったんですけれども当初の予定3回ということでございますので、今回は骨子のみをまず案としてまとめ、出させていただきます。内容につきまして、次回の3回目は2月に行わせていただこうと考えているのですが、そこである程度完成版を案としてお見せして御意見を皆様からいただきたいと思います。そこでいただいた御意見を反映したものをすぐに事務局の方で修正させていただきます、一旦また委員の皆様にお送りいたしますので、さらに御意見があった場合は、それを踏まえたものを完成形といたしまして最終的には会長に御確認いただいて完成版としたい。流れとしてはそういうふうさせていただきます。

**【関澤 会長】**

内容の方はごく簡単な説明なんですけど報告書作成に至る手順というんですか、今説明いただいたそれについても含めましてご要望ご意見ありましたらどうぞ。

**【市古 委員】**

報告書が都民の方へのメッセージ性というか、簡単にもう少しわかりやすく言うと直接通報と代理通報という2つ方法があつてコストがそれぞれかかりますよ、コストというのは直接通報だと今議論になっているように居住管理協力者をみつけるコストというものがありますし、代理だとやっぱりサービス料を払うというコストがある。という都民の方にわかりやすい説明資料というか、それをだれが作るのかという議論はありますけれども区市町村が作るべきという話もあると思いますし、ただその民間事業者さんは両方の選択肢を作ったパンフレットというのは立場上難しいと思いますので東京消防庁として直接通報と代理通報の方法があつてメリット、デメリットこういうのがありますよというのを今年度中は無理でもきちんと伝えていくという提言も必要かなという気がいたします。

**【事務局】**

それは実際制度ができてPRをしていく段階でというイメージでいいですか。

**【市古 委員】**

そうですね、ただ現状で動いている制度があるのでそれについてやっぱり少し情報発信しているか、都民の方に対して選択肢をきちんとわかりやすい資料というのは現状においても、もう一工夫あってもいいのかな。現状でこう配布されているものを見ているんですけど、あれだけだとやっぱり伝えきれない面があるのかな、という今日すごく大事な議論があったのかなと思います

**【関澤 会長】**

1つ付け加えますと、その緊急通報システムが民間ベースでもそもそも20年以上前、普通の警備会社ではなく悪徳業者がいて押し売りみたいに行っとうちのおふくろがひっかかっちゃって緊急通報システムついているのに、もう1台ついているんですよ。なんでついているのか、と言ったらすごい金払わされて帰ってくれないから、私入っちゃったのよとそれで契約解除するのにいろいろと苦労したんですけども、お年寄りの住まいへ行って東京消防庁がこういったパンフレット出しています、と言ってオレオレ詐欺ではないですけども、そういう手口はいっぱいあってほんとにひっかかりやすいんですよ。で、まあ見事に自分が消防の研究をしているのになんでひっかかるんだって言ったんですけども、ようするに疲れて契約してしまった、というのがあるんですね。そういう点でも市古先生がおっしゃったことは大事できちっとメニューを掲示してちゃんとしたルートで契約して下さいということをやらないと、かなりたちの悪い奴が急速にもっと伸びていく可能性が高くなる。私自身の経験でした。

**【事務局】**

以前も消火器なんかも悪徳業者がいて消防署の方から来ましたとあって、最近無いとも言えないんですが。今回についてのPRは、それは通報制度ができてからの話になると思うのですが、PRしていく際に消防署の方から来ました、こういう通報制度がありますといったものも防止するようなPR方法も必要だといったイメージでよろしいでしょうか。

そちらの方も提言の方にまとめの方に広報といいますかそういった形で少し反映できるようにちょっと事務局の方で考えさせていただきます。

**【関澤 会長】**

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか

まあ、もう1回最終回があるということでそこでまた議論させていただくということにいたしましてとりあえず本日の議題につきましては終わらせていただきます。

**【事務局】**

先ほど事務局の方からも申し上げさせていただきました次回第3回の協議会ということで予定させていただいております。第3回につきましては2月の中旬から下旬で、また日程を調整させていただきますして、開催をさせていただきたいと思っております。会場につきましては、

未定ではございますが、1回目にやりましたスクワール麴町の方で予定をしております。こちらの方も決まり次第、委員の皆様はこちらの方から御連絡をさせていただきます事務局の方からは以上です

**【関澤 会長】**

長い時間熱心な御討議協力ありがとうございました

**【事務局】**

以上をもちまして第13期の第2回の会議を終了させていただきます。第3回につきましてはあらためて御連絡させていただきます。どうもありがとうございました。